

平成29年度 観光まちづくり企画提案事業

応 募 要 領

1. 事業の名称

平成29年度観光まちづくり企画提案事業

2. 事業の目的

本事業は、平成20年度策定の「富士河口湖町観光立町推進基本計画」における主導施策の一つである「住み良いまちを自らの手で楽しみながらつくる機会づくり」の一環として行うものであり、まちづくり、環境、外国語等様々な分野で観光まちづくりに関わる人材が組織する団体の立ち上げや実際の活動、また諸団体の連携等について支援することを狙いとした活動支援制度です。

富士河口湖町観光立町推進基本計画は、“まちの魅力”そのものを高め、更に滞在環境やもてなしの質など、観光地としての質を向上させる“まちづくりとしての観光地づくり”が必要であるとの認識に基づき、計画の中心的概念としてこれを“観光まちづくり”と位置づけています。

富士河口湖町が志向する観光まちづくりは、住民にとって暮らしよく、観光客にとって魅力的であるようなまちを目指す取組みであり、そのために地域住民が創意工夫に基づき主体的に地域資源の活用を進め、生き生きとした交流が数多く展開される状況を目指しています。

従って本事業では、このような観光まちづくり活動を自ら企画し実行しようとする住民団体等の創意工夫あふれた取組み企画を公募し、富士河口湖町観光立町の推進に大きく寄与すると判断される企画に対して補助金を交付することにより、住民主体の観光まちづくりの推進並びに観光まちづくり関連団体の支援育成を図り、もって観光立町を強力に推進することを目的とします。

3. 実施主体

観光まちづくり企画提案事業補助金交付要綱に定める補助対象実施主体に適合し、前述の趣旨に沿って事業を実施しようとする住民団体・グループが実施主体となります。

4. 実施期間

事業の実施期間は平成29年度中（平成30年3月31日まで）とします。

5. 補助金申請のための提出書類

補助金申請に際しては、以下の書類を指定の様式にて作成し、受付期間内に富士河口湖町役場観光課に提出してください。提出書類の様式については富士河口湖町公式HPにてダウンロードが可能です。

①観光まちづくり企画提案事業補助金交付申請書（様式第1号）

②事業計画書（様式第2号）

③収支予算書（様式第3号）

書類は持参、郵送、または電子メールのいずれかの方法によるものとします。（郵送の場合は提出期限までに必着で、配達記録のできるものであること。）

受付期限は平成29年5月8日（月）午後5時までとします。

6. 補助金を交付する事業の選定

（1）選定体制

別に定める観光まちづくり企画提案事業選考要領に従って選考を行います。

（2）選定のポイント

選定は、以下の視点に特に着目して行われます。

- 観光立町推進基本計画の理念に適合していること
- 観光立町推進において高い効果が見込まれること
- オリジナリティ、創意・工夫を有すること
- 地域住民の自助努力を基本とするものであること
- 的確な推進体制、スケジュール、事業費が見込まれていること

なお、オリジナリティと創意・工夫を重視することから過去の観光まちづくり企画提案事業において採択された事業と同一または類似する事業については選考において評価が低くなる場合があります。

（3）補助対象事業

対象事業の種別、テーマ等は問いません。自由に発想し、企画してください。

ただし、以下の事業は対象外とします。

- 営利を目的とする事業
- 特定の個人又は団体の宣伝を目的とする事業
- 宗教活動又は政治活動を目的とする事業

（4）補助対象経費

事業実施のために必要な人件費、講師及び専門家への謝礼及び旅費、交通費、燃料費、チラシその他資料の作成費又は印刷費並びに材料、消耗品費、通信に係る経費、会場使用料、車両・機器類の賃借料等

ただし、以下の経費は対象外とします。

- 領収書等により実施主体が支払ったことが明確に確認できない経費
- 補助対象事業に直接関係しない、実施主体の運営に係る人件費、実施主体の経常的な運営に係る経費（事務局経費など）

7. 選定結果および補助金交付の適否通知

申請者に対し、6月中旬までに書面により通知します。

8. 実績報告書の提出

補助金の交付決定を受けた実施主体は、当該補助事業の完了の日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出していただきます。

9. 本件に関する問合せについて

富士河口湖町役場 観光課 担当：高橋、渡辺（和樹）

〒401-0392 山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700

TEL0555-72-3168 FAX0555-72-2817

電子メール kanshin@town.fujikawaguchiko.lg.jp

10. 提出書類の取扱等

- (1) 書類の作成・提出に要する費用は提出者の負担とします。
- (2) 提出された書類は返却しません。
- (3) 企画提案書の著作権は、その応募者に帰属します。
- (4) 採用した企画提案書の使用権は、富士河口湖町に帰属します。
- (5) 提出された企画提案書は、本事業における選定作業以外には原則として使用しません。選定に必要な範囲において複製を作成することがあります。
- (6) 提出期限後における書類の提出、再提出、差換えは認めません。

11. 補助金交付条件及び概算予算額

- (1) 補助金交付条件

原則として、事業完了後、適法な請求書を受理してから30日以内に代金の支払いを行います。

- (2) 概算予算額 200千円限度（消費税を含む）

12. その他

本事業に関する詳細な規定については、「観光まちづくり企画提案事業補助金交付要綱」に定めています。補助金交付申請にあたっては交付要綱を参照してください。なお、補助金交付決定後、事業内容及び収支予算書等の変更が生じた場合、その変更内容が軽微か否かに関わらず、必ず事前に事務局にご相談をお願いします。